

農林水産振興施策の総合的推進について

令和 6 年 6 月

農林水産部総合農政課

目 次

I 本県農林水産業の現状・課題、施策の方向性

1	多様なひょうごの農林水産業	3
2	本県農林水産業を取り巻く環境	4
3	農林水産業の概要	4
4	ひょうご農林水産ビジョンの推進	7

II 総合農政課所管施策

1	農業・農村の計画的土地利用の推進	8
2	異業種連携や6次産業化による新たな価値創造の推進	9
3	農林水産技術の開発・普及	11
4	食と「農」に親しむ楽農生活の推進	14
5	農地の利用調整	18

I 本県農林水産業の現状・課題、施策の方向性

1 多様なひょうごの農林水産業

兵庫県は、「日本の縮図」ともいわれるよう、多様な自然環境のもと、それぞれの地域の気候・風土に根ざした多彩な農林水産業が営まれている。

生産量で全国順位の上位を占める農林水産物も多く、主なものとして、農産物では、山田錦（酒米）、丹波黒（黒大豆）、たまねぎ、いちじく、カーネーション、また、水産物では、シラス、イカナゴ、ホタルイカ、マダイ、ノリ養殖、ハタハタ、ズワイガニ、スズキ類等が挙げられる。

さらに、全国的に有名なブランドとしては、神戸ビーフ、明石鯛などがある。

【全国順位上位を占める主な農林水産物】

項目		生産量	全国シェア	全国順位	県内の主な産地
米	山田錦[酒米](出荷量)	16,031 t	56.9%	1	播磨地域
豆	丹波黒[黒大豆](収穫量)	1,051 t	38.4%	1	丹波・播磨地域
野菜	たまねぎ(収穫量)	86,400 t	7.1%	2	淡路地域
	レタス(収穫量)	24,200 t	4.4%	6	淡路地域
	しゅんぎく(収穫量)	1,340 t	5.2%	6	神戸・阪神地域
	はくさい(収穫量)	20,900 t	2.4%	10	淡路地域
	キャベツ(収穫量)	25,800 t	1.8%	11	淡路・神戸地域
果実	いちじく(収穫量)	1,170 t	11.5%	4	神戸・阪神地域
	びわ(収穫量)	146 t	5.8%	4	淡路地域
	くり(収穫量)	400 t	2.6%	9	丹波・阪神地域
花き	カーネーション(出荷量)	17,100 千本	8.9%	4	淡路地域
	花壇用苗もの類(出荷量)	23,800 千本	4.4%	7	神戸・播磨地域
畜産物	生乳(生産量)	76,247 t	1.0%	16	播磨・淡路地域
	肉用牛(飼養頭数)	58,800 頭	2.2%	10	淡路・播磨・阪神・但馬地域
	鶏卵(生産量)	97,137 t	3.7%	10	播磨地域
	ブロイラー(出荷羽数)	12,466 千羽	1.7%	12	但馬地域
	はちみつ(生産量)	66 t	2.6%	12	播磨・阪神地域
水産物	シラス(漁獲量)	12,418 t	29.4%	1	瀬戸内海
	イカナゴ(漁獲量)	1,709 t	50.8%	1	瀬戸内海
	ノリ養殖(収穫量)	50,138 t	21.6%	2	瀬戸内海
	ズワイガニ(漁獲量)	518 t	19.4%	2	日本海
	ハタハタ(漁獲量)	890 t	28.3%	2	日本海
	ホタルイカ(漁獲量)	4,016 t	58.8%	1	日本海
	タコ類(漁獲量)	712 t	3.2%	6	瀬戸内海
	カレイ類(漁獲量)	1,747 t	4.9%	4	日本海・瀬戸内海
	ベニズワイカニ(漁獲量)	1,678 t	13.6%	4	日本海
	マダイ(漁獲量)	2,175 t	14.0%	1	瀬戸内海
	カキ(漁獲量)	9,484 t	5.7%	4	瀬戸内海
	スズキ類(漁獲量)	477 t	9.2%	2	瀬戸内海・日本海

※令和6年3月末時点での把握できる数値



山田錦(酒米)



丹波黒(黒大豆)



カーネーション



神戸ビーフ



ホタルイカ

2 本県農林水産業を取り巻く環境

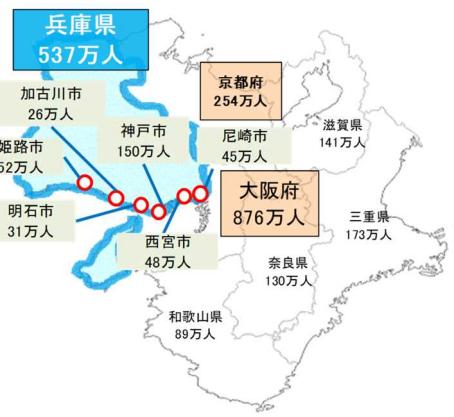
(1) 消費地に近い立地

本県は、多彩な農林水産物を育む生産県でありながらも、県内・周辺府県に多くの大消費地があり、流通、販売面で大きなアドバンテージを有している。

(2) 食品関連産業が集積

本県には多くの食品関連産業が集積しており、例えば食品製造業では、製造品出荷額(1兆7,270億円)が全国4位、事業所数(1,002)も全国4位の地位にある。

農林水産業がこのような食品関連産業と連携することで、付加価値の高い農林水産物の生産が拡大し、生産者の所得向上や経営安定化につなげられる。



【本県の食品製造業の地位】

区分	兵庫県	全国	食品製造業の全国順位
製造品出荷額	1兆7,270億円	29兆9,348億円	第1位: 北海道、第2位: 埼玉県
【参考】製造業全体	16兆5,023億円	330兆2,200億円	第3位: 愛知県、 第4位: 兵庫県
事業所数	1,002	24,654	第1位: 北海道、第2位: 愛知県
【参考】製造業全体	8,579	222,770	第3位: 静岡県、 第4位: 兵庫県

出典：令和4年 経済構造実態調査

(3) 地元や県内でとれた農林水産物に対する高い期待

「地元や県内でとれた農林水産物を購入している人の割合」は62%、「県産食品の安全性や個性・特長などを県が認証する兵庫県認証食品を購入したい人の割合」は95%となっており、県産農林水産物に対する県民の信頼と期待が高い。

出典：「兵庫のゆたかさ指標」県民意識調査(R5年度)
県民モニターアンケート調査(R3年度)

【兵庫県認証食品の認証状況】

- ・認証数 2,354 食品(R5年度末)
- ・主な認証食品
米、丹波黒大豆、淡路島たまねぎ、牛肉、鶏肉・鶏卵、牛乳、かき、ベニズワイガニ、ホタルイカ、みそ、豆腐、ジャム、日本酒 等

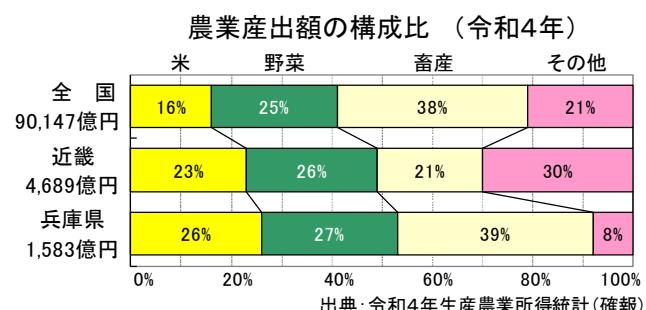
3 農林水産業の概要

(1) 農業

ア 現状

本県の農業産出額は1,583億円(全国20位)で、近畿地方(6府県)の34%を占めており、京阪神都市圏の食料生産基地として重要な地位にある。

農業産出額の構成比を見ると、米の比率が高くなっている。



基幹的農業従事者の平均年齢は70.6歳と全国(67.8歳)よりも高く、高齢化が進行している。耕地面積は、72,000ha(全国18位)で、そのうち水田面積は65,900ha(全国12位)であり、耕地全体に占める割合は全国(54%)と比べると極めて高く、92%となっている。

一農業経営体当たりの経営耕地面積は1.2haで全国(3.1ha)の約4割である。

集落営農に取り組む集落は1,086集落で経営規模は平均12ha(全国33ha)、法人化率は24%(全国45%)と、経営基盤が弱い状況にある。

イ 課題

都市近郊の立地という本県の強みを活かすには、米中心の経営から園芸作物を含めた複合経営への転換や、先進的な環境制御技術の導入拡大、多彩な県産ブランドの充実・強化等の推進が必要である。

また、将来にわたって農業を持続的に発展させるには、多様な人材の確保・育成とともに、担い手への農地の集積・集約化や農業経営体の法人化等による経営基盤の強化が必要である。

さらに、頻発する集中豪雨や台風に備え、ため池等農業水利施設の点検・整備や耐震化等の適正管理を進めるなど、防災・減災対策を一層推進することが必要である。

(2) 畜産業

ア 現状

本県の畜産業産出額は622億円で、近畿地方(6府県)の62%を占めている。

肉用牛は県下全域で飼育されているが、そのうち繁殖雌牛は43%が淡路地域で、27%が但馬地域で飼育されている。

乳用牛は37%が播磨地域、33%が淡路地域で飼育されており、採卵鶏は86%が播磨地域で、肉用鶏は68%が但馬地域で飼育されている。

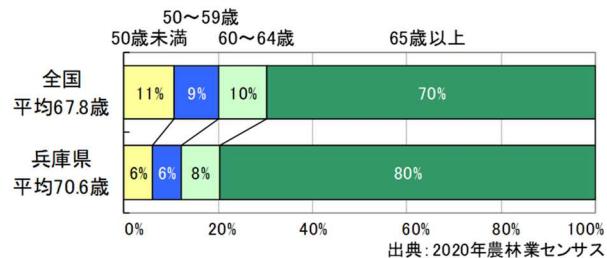
イ 課題

神戸ビーフの需要に応じた供給や生乳の安定生産、輸入飼料価格の変動に対応するため、但馬牛繁殖雌牛の増頭や肥育素牛の増産を図るとともに、省力化機械の導入や飼料の増産による生産コストの低減などの経営基盤の強化が必要である。

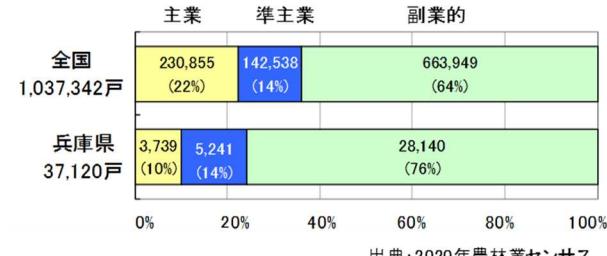
また、海外プロモーションや情報発信等による神戸ビーフの一層の需要拡大や、牛乳・乳製品等の高付加価値化や販路拡張、また消費拡大の取組の推進が必要である。

さらに、鳥インフルエンザやアフリカ豚熱など家畜伝染病の発生・まん延防止対策の強化が必要である。

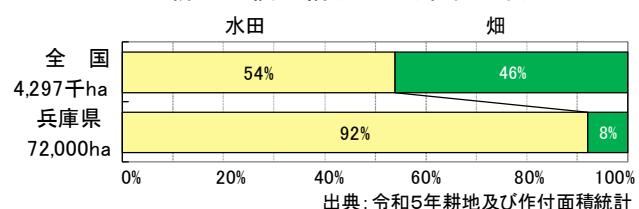
基幹的農業従事者の年齢構成比(令和2年)



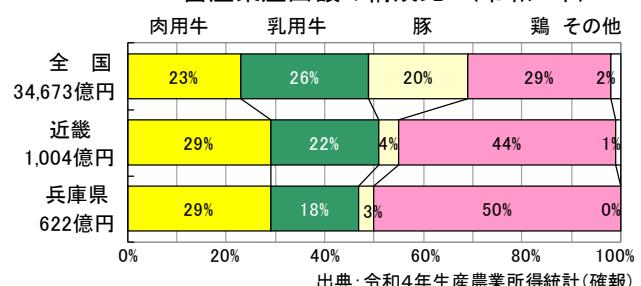
農業経営体(個人)の構成比(令和2年)



耕地面積の構成比(令和5年)



畜産業産出額の構成比(令和4年)



(3) 林業

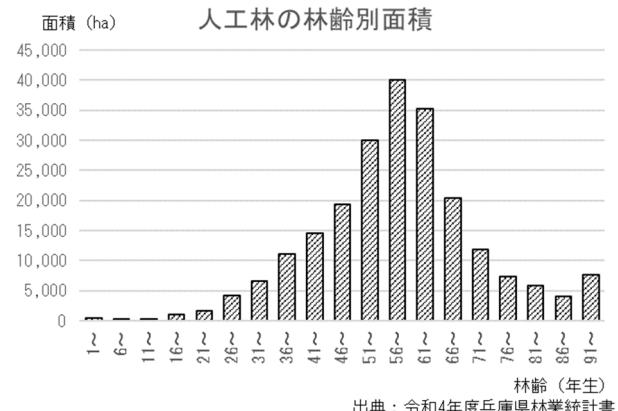
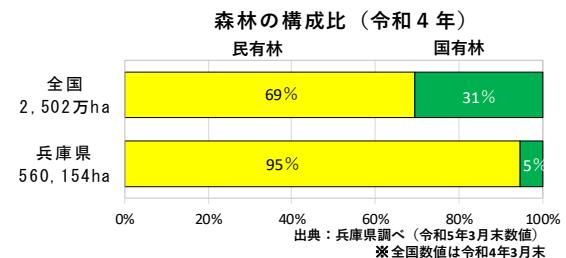
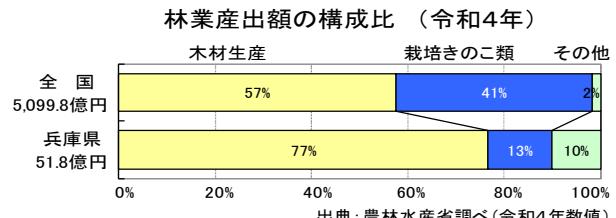
ア 現状

本県の林業産出額は51.8億円で、内訳として木材生産は39.7億円（77%）であり、針葉樹の産出額が96%を占めている。

本県の森林面積は560,154ha(全国14位)で、県土に占める森林の割合は全国とほぼ同じ67%であるが、そのうち、個人や集落が所有している民有林は529,856haで、その割合は95%と全国と比べて極めて高い状況である。

イ 課題

人工林は、伐採して利用が可能とされる46年生以上の森林が概ね8割を占めるなど成熟化が進んでいる。建築用と燃料用の2本柱の木材需要に応えるためには、林内路網の整備とともに高性能林業機械等を活用した効率的な間伐や主伐・再造林を実施し、持続的に原木を供給する資源循環型林業の実現が必要である。



(4) 水産業

ア 現状

本県の漁業産出額は488億円で、全国8位（シェア3%）に位置するとともに、近畿地方（6府県）の66%を占めている。

日本海では、ズワイガニ、ホタルイカ、ハタハタ、カレイ類等が漁獲されている。

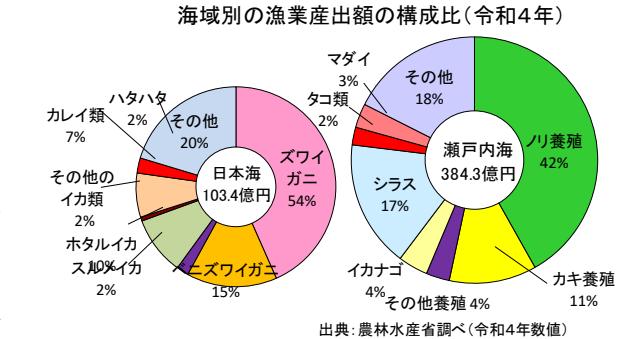
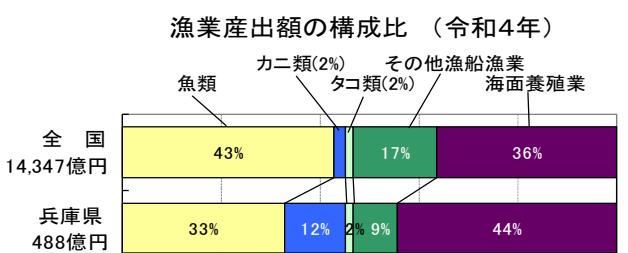
瀬戸内海では、タコ、マダイ、シラス、イカナゴ等が漁獲され、また、ノリやカキ等の養殖業が盛んで、特にノリ養殖の産出額は161億円と瀬戸内海の漁業産出額の42%を占めている。

イ 課題

瀬戸内海では、海域へ栄養塩を供給する取組や摂餌した堆積物を消化・分解することで豊かな海の再生に役立つナマコ等の本格的な生産・放流を進めるとともに、増殖場等の造成により水産資源の維持を図る必要がある。

日本海では、燃料費など操業コストの削減や就労環境改善に必要な装備を取り入れた沖合漁業の新船建造を進めるとともに、但馬産松葉ガニやハタハタ、ホタルイカ等のブランド力強化と消費拡大等により、地域の活力向上を図る必要がある。

漁業の基幹産業化に欠かせない養殖業では、高い全国シェアを誇るノリ等の生産安定とともに、各地域で取り組んでいる養殖魚のブランド化を推進する必要がある。



4 ひょうご農林水産ビジョンの推進

(1) ひょうご農林水産ビジョン2030の概要

兵庫の強みを最大限に活かし、持続可能な力強い農林水産業を展開するため、本県農林水産行政の基本方針であり、食と「農」に関する県民の行動指針として、「ひょうご農林水産ビジョン2030」（計画期間：2021～2030年度）を農林水産政策審議会の答申を受け、令和3年3月に県議会の議決を得て策定した。

みけつくに
ビジョンでは、めざす姿を「御食国ひょうご令和の挑戦～都市近郊の立地を活かした農林水産業の基幹産業化と五国の持続的発展～」として、3つの基本方向のもと、13の推進項目により県民の期待に応える農林水産業の振興を図る。

(2) ビジョンの方向性

将来にわたる持続可能な農林水産業の展開に向け、都市近郊の立地を活かし、地域の経済と雇用を支える基幹産業化に向けた取組を推進している。

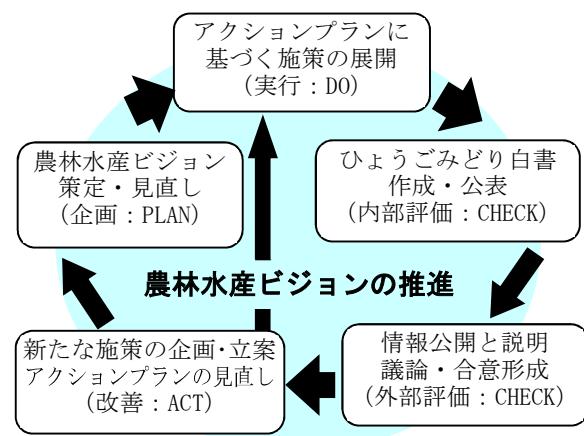
特に、社会情勢の変化や現場の声等を踏まえ、①ポストコロナ社会を見据えた販売力強化と需要の喚起、農山漁村地域の活性化、②効率化・高品質化を進める農林水産業のスマート化、③担い手農家、兼業農家、非農家など多様な人材が地域の農業を支え合う地域協働体制の構築、④県産品のブランド力強化、輸出拡大等を重要な課題として捉え、また、農林水産業・農山漁村を含めた「持続可能な地域づくり」を目指す観点で合致するSDGs（持続可能な開発目標）についても、研修会や専門家派遣等により、農林漁業者等に対する理解促進や実践拡大、県民へのPRを図る。

また、農林水産業を取り巻く国内外の情勢の変化等に対応するため、今年度からビジョン見直しの検討を進める。

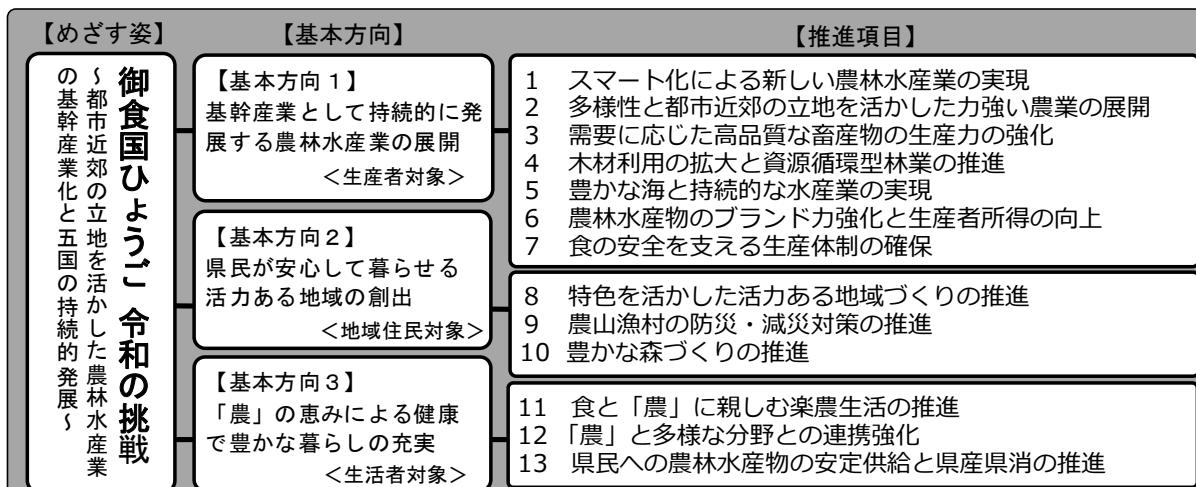
(3) ビジョン推進の基本姿勢

ビジョン推進の基本姿勢を「県民の参画と協働」とし、ビジョンの実現に向け、「施策の企画・立案 → 施策の推進 → 評価・検証→改善」の取組を循環させることにより、効果的・効率的に農林水産施策を推進する。

なお、取組成果については、毎年度「ひょうごみどり白書」として公表し、県民へわかりやすく情報提供を行う。



【ひょうご農林水産ビジョン2030 施策体系図】



II 総合農政課所管施策

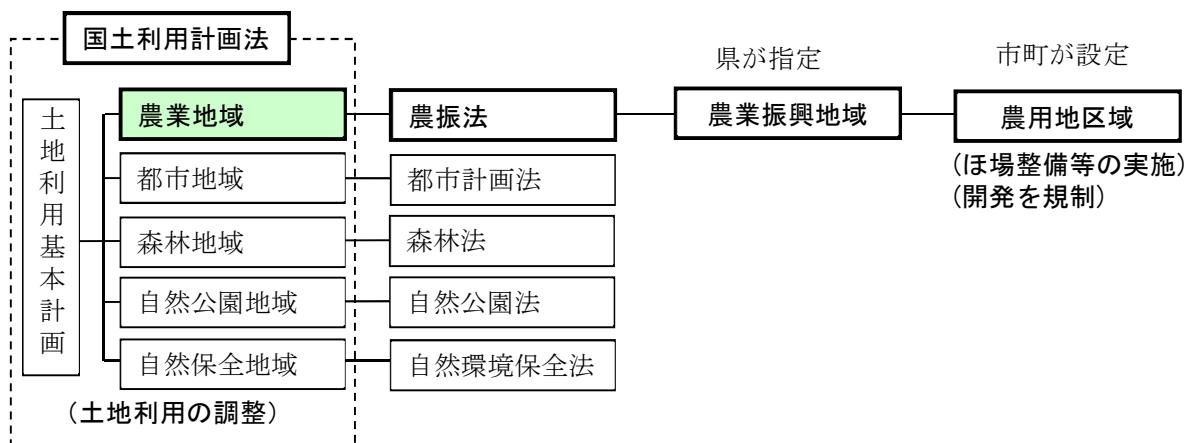
1 農業・農村の計画的土地利用の推進

(1) 農業振興地域制度の概要

農地は、食料生産基盤としての役割や水源かん養などの多面的機能の発揮等を通じて、県民の豊かな暮らしに寄与していることから、今後もその適正な管理等により優良農地を確保していく必要がある。

農業やその他の土地利用については、「国土利用計画法」に基づく調整により、都市、農業、森林等の5地域を指定し、計画的な土地利用を推進している。

このうち、農業地域においては、「農業振興地域の整備に関する法律」（農振法）に基づき、総合的に農業の振興を図る地域を県が「農業振興地域」として指定し、そのうち、特に将来的に保全すべき集団的農地等の区域を市町が「農用地区域」として設定している。「農用地区域」においては、ほ場整備等の農業振興施策が重点的に実施される一方で、開発が規制されている。



(2) 農業振興地域の状況

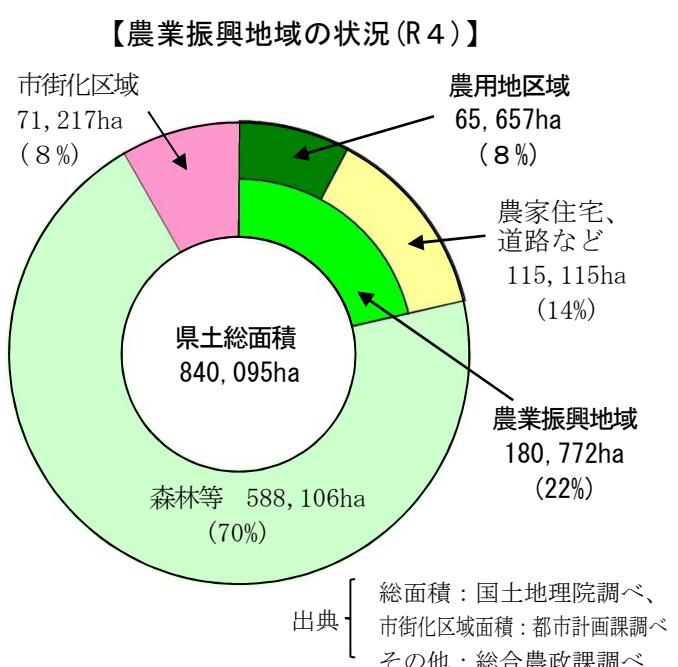
県土（約84万ha）に占める「農業振興地域」の割合は22%（約18万ha）であり、うち「農用地区域」の割合は8%（約6.6万ha）となっている。

○農業振興地域の指定市町数：34市町

(3) 優良農地※の確保

本県では、農業振興地域整備基本方針において、令和12年度に優良農地61,136haの確保を目標として掲げており、その達成のため、農業振興地域制度等の適正な運用を行っている。また、荒廃農地の再生や計画的な農業生産基盤の整備、担い手への農地の利用集積等を進めるとともに、産業振興・地域の活性化とのバランスを取りながら、優良農地の確保に努めている。

※ 優良農地：農業振興地域の農用地区域内に存在する農地のうち荒廃農地を除いたもの



兵庫県農業振興地域整備基本方針の

優良農地面積の目標

現状(R4)	目標(R12)
61,404ha	61,136ha

2 異業種連携や6次産業化による新たな価値創造の推進

(1) 現状・課題

県産農林水産物の新たな価値を創造するため、農林漁業者と多様な分野との異業種連携により、新商品・新サービスの創出に取り組む「『農』イノベーションひょうご」を推進している。

「『農』イノベーションひょうご」を推進するためには、それぞれ異なる分野で活動を進めてきた者同士が連携を維持し、商品化するために、段階ごとに課題等を共有し、円滑な意思疎通と活用できる支援策の提示等により早期の解決を後押しすることが必要である。

また、農林漁業者が生産から加工、流通まで一体的に取り組む6次産業化を推進するためには、商品開発等の各段階で解決すべき課題の整理をサポートし、特に消費者に選ばれる商品づくり等を支援する仕組みが必要である。

(2) 推進の方向性

農林漁業者と異業種事業者による商品・サービスの創出を図るため、商品のコンセプトを定める初期段階から試作、市場調査、さらには販路開拓と、その発展段階に応じた支援を進める。

また、6次産業化に取り組む農林漁業者が直面する様々な課題に対し、的確に助言を行い速やかに解決に導く専門家の派遣や必要となる機材の導入等の支援を進める。

(3) 主な取組

ア 「農」イノベーションひょうごの推進

「農」イノベーションひょうご推進協議会（会長：兵庫県農林水産部長）を推進母体として、異業種連携・交流のきっかけとなる交流会・セミナーの開催、商品企画のブラッシュアップや市場開拓に知見を有する専門家派遣など、新たなビジネスの創出に向けた支援を行っている。

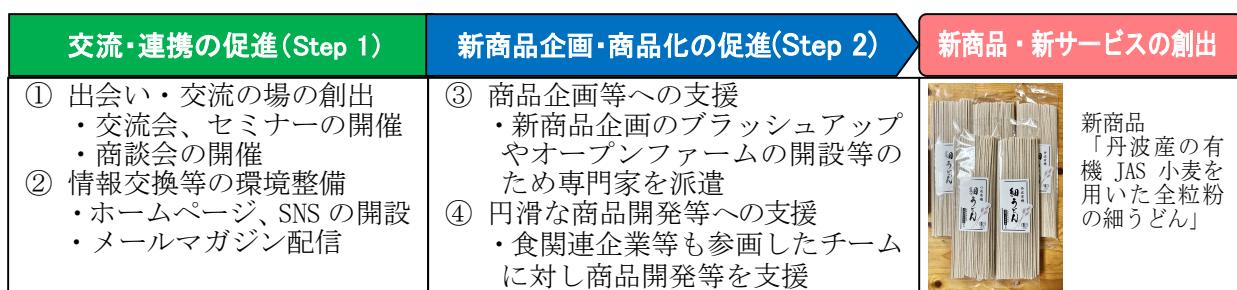
「農」イノベーションひょうご推進協議会の概要

○設立 平成26年5月15日

(令和6年4月1日現在)

○会員	会員区分	農林漁業者等	2次産業者	3次産業者	金融・その他	研究・大学等	自治体等	合計
	会員数	255	170	164	134	29	38	790

【ビジネス化への発展段階別支援のイメージ図】



(7) 交流・連携の促進【Step1】

農林漁業者等の課題解決のヒントを探るセミナーや、食品製造・流通関連事業者とのマッチングを促進する交流会を開催している。(令和5年度 開催回数: 6回)



(イ) 異業種連携による新商品企画・商品化の促進【Step2】

a 新たな商品企画の創出への支援

農林漁業者に対し、消費者ニーズを捉えた新商品企画や訴求力の高い包装デザイン、さらには販路開拓等の課題解決を図るために、専門家による助言・異業種事業者とのマッチング等を支援している。(令和5年度 支援件数: 15件)

異業種交流セミナー

b 新商品・新サービスの創出への支援

セミナーや交流会等で出会った農林漁業者と食関連企業等で構成されるチームに対し、新たな商品・サービスの創出を促進するため、試作品の作成経費や新商品に応じた加工機器の導入等を支援している。(令和5年度 支援件数: 6件)

新商品の創出事例

規格外の山田錦を活用したプレミックス粉の製造・販売

- (1) 取組主体: (株)稔樹(三木市)、栗林食産(株)、(株)プロフーズ
- (2) コンセプト: 規格外の山田錦の付加価値化
- (3) 成果: 試作を通して、山田錦が小麦粉の代替に向いている特性があることが確認でき、米粉に加工し、調合することで好み焼き粉やホットケーキミックス粉を製造。



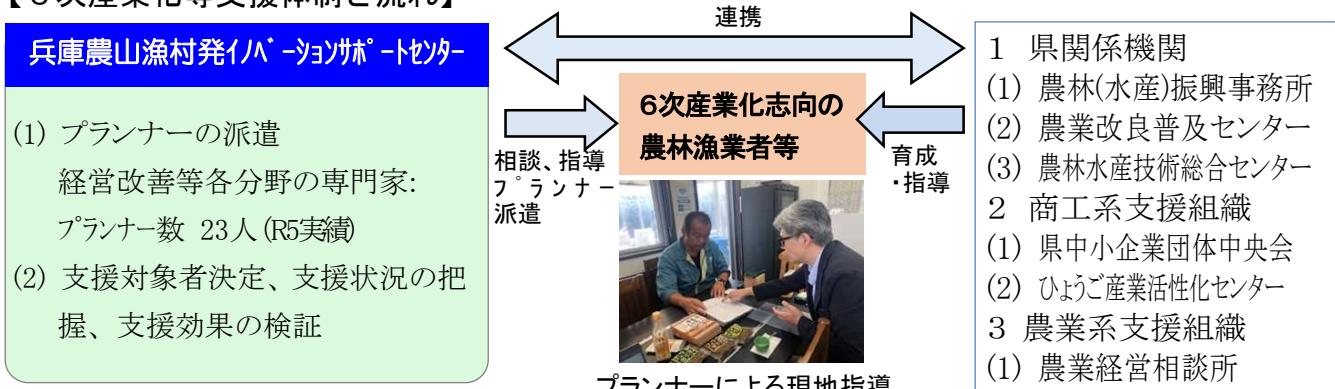
山田錦プレミックス粉

イ 6次産業化等の支援体制と施設整備支援

「兵庫農山漁村発イノベーション※サポートセンター」を設置し、専門家(プランナー)の派遣等を通じて、6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営改善に向けた取組を支援している。あわせて、加工施設等の整備に対する支援を行っている。

※農山漁村発イノベーション: 従来の6次産業化を発展させ、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組

【6次産業化等支援体制と流れ】



六次産業化・地産地消法に基づく取組事例

淡路島のテロワールを感じる“食”と“ワイン”造り

- (1) 取組主体: 淡路島ワイナリー合同会社(淡路市)
- (2) 事業内容: ワイン用品種を栽培・醸造し、できたワインを地元の食材を使った料理とともに農家レストランで提供。また、栽培からワインの醸造まで体験できるプログラムも実施予定。



淡路島ワイナリー

3 農林水産技術の開発・普及

(1) 現場での技術的課題の解決に向けた試験研究・事業の実施

県立農林水産技術総合センターでは、ひょうご農林水産ビジョン2030がめざす「都市近郊の立地を活かした農林水産業の基幹産業化と五国の持続的発展」の実現に向け、令和3年3月に第5期中期業務計画（R3～7年度）を策定し、ICTの活用や地球温暖化への対応などの重点化方向に沿った試験研究・事業を実施している。

試験研究・事業の重点化方向

1 ひょうごの農林水産業の未来につながるスマート技術の開発

- くトマト>生育をコントロールする高度な環境制御技術の開発
 - く水稻>生育診断アプリやドローンを用いた作業体系の確立
 - く土壤>水管理のモニタリングや遠隔管理技術の開発
 - く乳用牛>乳汁等のデータをAIで解析し、飼養改善を提案するシステムの構築
- ドローンを活用した
水稻直播実証試験



2 ブランド力の強化につながる新価値の創出と品質向上技術の開発

- く水稻>高温登熟耐性を有する新品種の育成
 - く但馬牛>ゲノム育種の手法や美味しさ指標を活用した但馬牛種雄牛の作出、凍結精液の生産・配布
 - く農産流通>首都圏出荷等を視野に入れた青果物の高鮮度品質保持・流通技術の確立
- 但馬牛の基幹種雄牛
「杉広土井」



3 経営の強化につながる生産性向上技術の開発

- く主作、園芸等>栽培適性の把握による優良品種の選定
 - くいちじく>園地に応じたオーバーラップ整枝の栽培管理指標の作成
 - く森林施業>低コストで効率的な主伐再造林の普及モデルの構築
 - く養殖>閉鎖循環飼育によるサーモンの養殖技術の確立
- ドローン
主伐採後の確実な樹林化に向けたドローンによるシカ防護柵の点検



4 生産の持続性確保等につながる環境適応技術の開発

- く土壤>有機質肥料等を活用した肥培管理技術の開発
 - く病害虫>発生予察調査やリババブル病害虫に対する防除技術の開発
 - く森林減災>根系強度を考慮した災害防止機能評価法の確立
 - く漁場環境>豊かな海の再生を支える漁場環境保全・再生技術の開発
- 漁場環境の測定とリアルタイム提供



(2) スマート農業技術のマッチングの推進

本県では、担い手の減少や高齢化の一層の進行を踏まえ、生産性の向上や高品質化等を図るために、スマート農業技術の普及・定着を図ることが急務である。

このため、産地課題や企業が有するスマート農業技術を集約し、情報を発信するプラットフォームをWeb上に構築するとともに、収集した情報を基にスマート農業技術の知見を有する民間コーディネーターが産地と企業のマッチングを進め、地域の課題解決や経営改善を図る取組を令和4年度から実施している。



(3) 最近の主な試験研究・事業の成果と今後の活用

ア スマートフォンを利用したレタスの生育出荷予測アプリケーションの開発

レタスでは拡大する加工・業務用需要や市場での相対取引により、出荷量をより正確に把握するニーズが高まっていることから、スマートフォンを用い、手軽にレタスの出荷時期を予測できるアプリケーション（以下、アプリ）を開発した。

開発したアプリでは、生産者がレタスの品種、定植日、位置情報等をスマートフォンに登録し、定植2～3週間後に上面1mの高さから撮影することで、画像からAIでレタスの葉齢（葉の枚数）を推定し、気象予報データから収穫日を予測できる。

今後、アプリの登録・利用や販売での活用に向けて、関係機関・団体と協力しながら現地での普及を進めていく。



スマートフォンカメラで撮影し、AIで葉齢（葉の枚数）を推定、生育を時点修正する

イ 肥育牛における体脂肪の脂肪酸組成に及ぼす要因の解明

牛肉脂肪を構成するモノ不飽和脂肪酸(MUFA)は、美味しさに大きく関与するため、令和2年から県内枝肉市場でMUFA割合を表示して販売している。

県ではMUFA割合を指標とする遺伝的改良に取り組んでいるが、生産者によるばらつきも大きいため、飼養管理による改善技術の開発が求められている。

調査の結果、MUFA割合が高い牛ほど肥育中期の1日あたりの増体重が高く、肝臓にかかる負荷も低いことが明らかになった。

今後は、発育および肝機能を考慮しながら、MUFA割合を向上させる飼養管理技術の開発を進める。

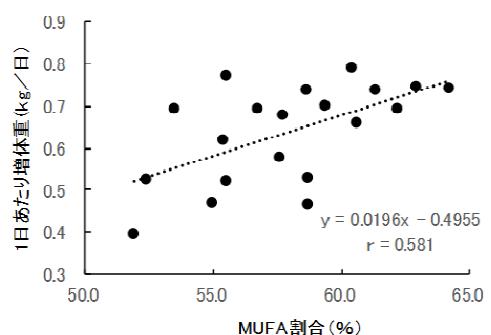
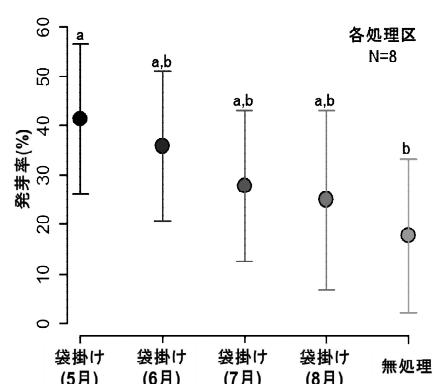


図 肥育中期におけるMUFA割合と1日あたり増体重(DG)の関係

ウ 少花粉スギ採種園におけるカメムシ被害防除

主伐・再造林の推進に伴い令和4年のスギ・ヒノキ苗木生産量は、平成30年比で1.6倍に増加している。少花粉スギ（花粉量が従来スギの1%未満）は花粉対策の切り札であるが、種子の発芽率は、従来スギの半分と低く、向上が求められている。スギでは、カメムシの種子加害により発芽率が低下するため、少花粉スギにおいて袋掛けによる防除効果を検証した結果、処理開始が早いほど効果が高いことが明らかとなった。

この検証結果を基に、県採種園において早期の袋掛けを実施し、少花粉スギの高発芽率種子の生産を進める。

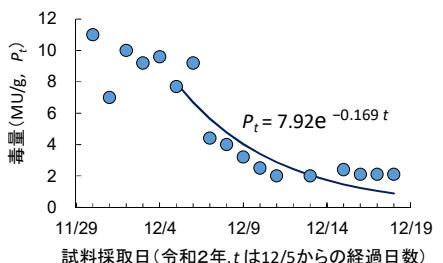


●印は平均値、エラーバーは標準偏差、異なる英字間は統計上有意な差があることを示す ($p < 0.05$)。

エ マガキ貝毒の出荷自主規制期間短縮のための科学的根拠の蓄積

平成30年春、播磨灘の養殖マガキに初めて規制値（4.0 MU/g）を上回る麻痺性貝毒が発生、それ以降、毒化がたびたび発生し、生産者は出荷自主規制を余儀なくされている。出荷再開の国のルール改正で、柔軟な貝毒のリスク管理措置が可能となったため、水産技術センターにおいて、毒化事例を解析することで減毒特性を明らかにし、出荷再開時期を早めた場合のリスクを評価した。その結果、播磨灘のマガキはすみやかに減毒することや2.0 MU/gまで平均毒量が低下すれば、規制値を上回る毒量を持ったマガキが市場に出る可能性は小さいことがわかった。

これらの知見をもとに安全を確保した上で規制期間短縮が進められた。今後も貝毒監視体制を維持し、出荷再開基準の有効性や妥当性を検証していく。



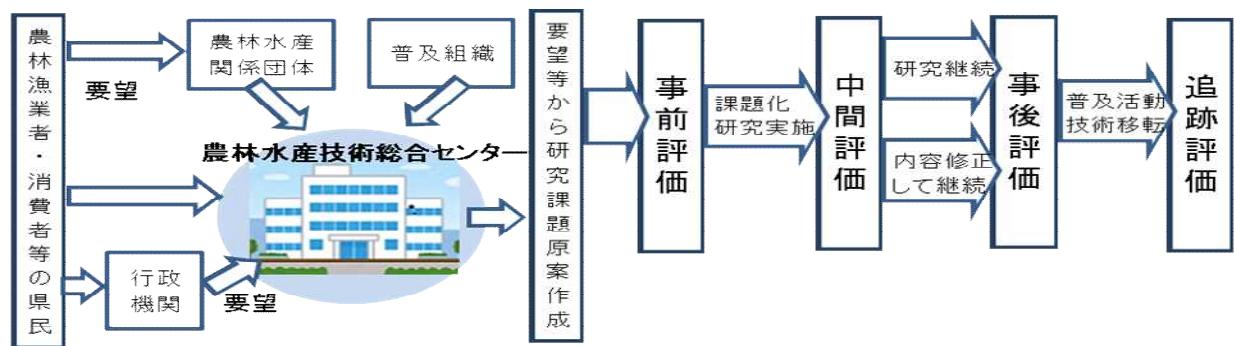
令和2年12月の赤穂地区の日別毒量の推移と減毒曲線

減毒係数の算出は、貝毒原因プランクトンの細胞密度が最大値を下回りかつ1細胞/mL未満に減少した期間（12/5～12/18）に適用。

(4) 試験研究機関における研究課題設定と評価

県立農林水産技術総合センターでは、農林漁業者、関係団体、行政機関等の要望を踏まえて研究課題原案を作成し、県農林水産技術会議及び外部評価専門委員会による「事前評価」を経て課題化し、研究を実施している。

さらに、研究途中（3年目）に「中間評価」、研究終了の翌年度に「事後評価」、普及・技術移転後も「追跡評価」を行い、効果的な研究運営に努めている。



(5) 農林水産技術開発等への理解促進の場の提供（広く県民に開かれた試験研究機関）

農林漁業者向けの研修会、講習会、研究発表会を開催するほか、研究成果や現地情報等を紹介する「センター公開デー」や食と農の体験イベントの開催、開発技術等を紹介する定期刊行物の配布、施設見学や「トライやる・ウィーク」の受け入れを実施している。

さらに、YouTubeによる動画配信など、時代に応じた媒体を通じて研究の取組や成果を発信するなど、農林水産技術開発に対する県民の理解促進に努めている。

【令和5年度 施設見学等受入実績】

(単位：人)

区分	農林水産技術総合センター(本所)	北部農業技術センター	淡路農業技術センター	森林林業技術センター	水産技術センター	但馬水産技術センター	計
受入数	2,677	549	420	1,122	5,633	187	10,588

※水産技術センターには、内水面漁業センター受入実績も含む

4 食と「農」に親しむ楽農生活の推進

(1) 現状・課題

本県では、農作業体験や農山漁村との交流などを通じて、食や「農」に親しむ行動を「楽農生活」と名付け、推進している。

樂農生活の推進拠点として、平成18年に兵庫樂農生活センターを整備し、(公社)ひょうご農林機構を指定管理者とし、民間事業者の参画も得て、①樂農生活推進のための野菜収穫体験等(樂農交流事業)、②樂農生活実践者から段階を上げて就農を目指す者を育成するための栽培技術研修等(樂農学校事業)を展開している。

また、働き方改革による余暇時間の増加やコロナ禍での過密な都市に暮らすリスクの顕在化、3密対応の生活様式等によりライフスタイルが一層多様化する中で、県民ニーズに対応し、より多くの県民にとって「農」の学びや体験の場がより身近なものとなるよう、市民農園の整備促進等の環境づくりなどを進めるとともに、農林漁業者と消費者の結びつきを強固にする取組や定住・二地域居住に向けた支援など、都市と農山漁村が近接する本県ならではの樂農生活を推進していく必要がある。

【兵庫樂農生活センター入園者数の推移】

R3	R4	R5
63,777人	93,773人	81,476人

兵庫樂農生活センターの概要

＜場 所＞ 神戸市西区神出町（旧農業試験場跡地 約14ha）

＜開設日＞ 平成18年11月11日

＜事業内容＞

樂農交流事業：農作物栽培や加工、食などの体験や交流を支援

〔野菜・果樹等の農作業体験、地元農産物を使ったレストラン、地域農産物の直売等〕

樂農学校事業：就農や生きがい農業など人材の育成や学習を支援

〔生きがい農業コース、就農コース、有機農業コース〕



●大規模リニューアル(令和元・2年度)で整備(新設・機能強化)した施設

(2) 推進の方向性

令和3年7月に策定した「楽農生活推進方針」に基づき、個々人のニーズに応じた楽農生活の提案や定着を図る施策を引き続き実施する。楽農生活のサポート拠点である兵庫楽農生活センターの機能強化や、楽農生活実践者の裾野拡大を図るとともに、就農や半農半X等の多様な形で「農」に携わる人材の確保・育成を進める。

(3) 主な取組

ア 楽農生活をサポートする体制づくり

(7) 兵庫楽農生活センターの機能強化

楽農生活実践者の裾野を拡大するため、令和元・2年度にいちごの収穫体験ハウスにおける車いすや高齢者等に対応した施設の高設化、就農コースのハウスへの環境制御システムの導入等の整備を行った。整備された施設等を活用し、新たな体験メニューや研修カリキュラムの充実を図っている。

a 楽農交流事業（栽培、加工、食などの体験や交流を支援）

事業区分	事業内容	令和5年度 参加者数
親子農業体験教室 (ひょうご農林機構が実施)	○親子で米づくりや黒大豆づくりでの田植（定植）から収穫までを体験	稻作 362人(100家族) 黒大豆 147人(40家族)
民間事業者実施事業 (民間企業、JA、 地元農業者グループ等が実施)	○野菜栽培体験 ○果樹栽培体験 ○きのこ栽培体験 ○地域農産物を用いた加工体験 ○地域農産物を用いたレストラン ○農産物の直売	4,402人 1,267人 663人 1,216人 27,200人 9,988人

b 楽農学校事業（生きがい農業から新規就農まで幅広い学習や人材育成を支援）

事業名	事業内容	令和5年度 受講者数
生きがい農業コース	市民農園等で「農」に親しみたい人のための基礎的な農業研修（上期・下期 各6ヶ月）	104人
就農コース	就農希望者のための総合的な農業研修（1年間）	12人
有機農業コース	有機農業による就農希望者のための総合的な農業研修（1年間）	2人
有機農業塾	有機農業の基礎理論を学ぶ実践研修（1年間）	50人

[楽農生活センターで実施されている体験メニュー等]



梅せん定講習会



栽培から加工までのそば打ち体験



県産小麦・米粉を使用したドーナツ屋オープン

(イ) 地域楽農生活センターの開設

多くの県民にとって楽農生活がより身近なものとなるよう、市町やJA等を対象に、①楽農生活に係る情報発信、②農業体験イベント、③栽培講座を実施する地域の推進拠点（地域楽農生活センター）を開設する取組を支援した。（令和5年度2地区）

イ 楽農生活に誘い、定着を図る仕組みづくり

(ア) 楽農生活実践機会の創出

a 市民農園の整備促進

身近な楽農生活の実践の場として、市町、JAほか農業者やNPO法人など、多様な主体による市民農園整備を促進している。（令和5年3月現在468カ所）

また、兵庫楽農生活センターでは県内の市民農園を紹介するホームページ「ひょうごGENKI!農園」を開設し、利用を促進している。

都市農地貸借法等の活用により、安心して生産緑地の貸借が行えることを農地所有者等へ周知し、都市部における市民農園の新規開設をより一層推進していく。

b ひょうごオープンファームの強化支援

「農」に対する消費者理解の促進を図るため、農林漁業者等を対象に、地域に人を呼び込み、体験等の提供に加えて、農林漁業の内容や思い、経験等を直接伝える「ひょうごオープンファーム」の取組を支援する。（令和6年度予定 施設強化5件、取組拡大10件）



新規開設された市民農園（西宮市）



(イ) 地域を越え、互いに支え合える関係づくり

a 都市農村交流活動への支援

都市住民と農山漁村の住民とが互いに尊重し、支え合える関係を構築するため、NPO法人や大学研究室等を対象に、地域資源の魅力を生かして都市住民の流入を促進し、地域の活性化に資する都市と農村の交流活動を支援した。

（令和5年度 7件）

都市と農村交流の事例

丹波篠山市東部六地区協議会では、「波々伯部神社祇園祭」の4年ぶりの開催にあたり、過疎化の進むこの地域にて、次世代を担う学生に曳き手になってもらうことを目的として、交流活動を行っている。

令和5年度は、祭りの参加や祭りの伝統食の体験、椎茸原木菌打ち体験などの農作業体験を実施するなど、交流を深めた。



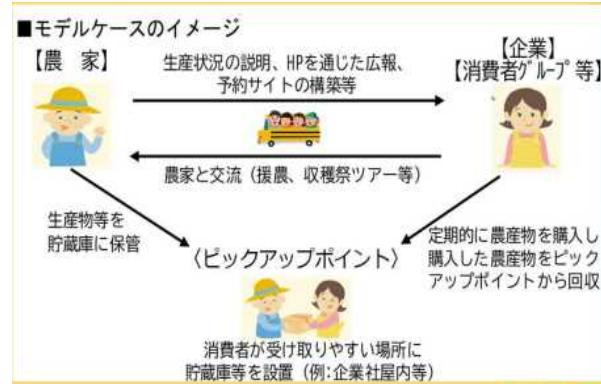
学生による祭り参加の様子

b CSA手法の拡大支援

生産者と消費者の結びつきを強固にするため、農林漁業者等を対象に、農業体験や援農等の交流を図るとともに、生産物の定期購入を行うCSA手法※を用いた連携強化の取組を支援する。

(令和6年度 8件予定)

※従来のCSAにおける前払いや生産者は場等へのピックアップポイントの設置にはこだわらず、生産者が特定の消費者に対して農業体験や援農等を通じた交流を実施するとともに、定期的な生産物の販売を実施する手法。



(ウ) 定住・二地域居住の促進

a 田舎ぐらし農園施設整備の支援

定住や二地域居住を促進するため、移住や二拠点居住により田舎暮らし始めた者を対象に、都市住民が農山村等で遊休農地を活用して農作業を行う場合の農園施設の整備や、施設の開設時における広報やイベント等を支援している。

(令和5年度 農園整備7件、空き家改修2件)

b 「農」に携わる人材確保モデルの取組支援

田園回帰の気運の高まりに伴う移住者等を新たに半農半Xや自給的農家など「農」に携わる人材として確保していくため、NPO法人や農業関連団体等の中間支援組織を対象に、農作業研修会の開催、農家でのインターンシップ、半農半X実践者情報発信等の取組を支援している。(令和5年度 6件)



刈払機取り扱い講習会（豊岡市）

ウ 楽農生活交流人口の増大

農作業や農産物加工等の体験ができる都市農村交流施設やイベント、特産物等の多様な情報をチラシ配布やホームページ、LINE、お出かけ情報サイト等を通じて広く県民に発信し、楽農生活交流人口※の増大を図っている。

※楽農生活交流人口：交流拠点施設、農林漁業体験施設等の都市農村交流施設の利用者数

【ひょうご農林水産ビジョン2030の
樂農生活交流人口の目標（年間）】

現状 (R5)	中間 (R7)	目標 (R12)
1,069万人	1,160万人	1,224万人



地域情報サイトによるPR

5 農地の利用調整

(1) 農業委員会活動の強化

ア 農業委員会の設置

農業委員会は、農地等の利用関係の調整など農地に関する事務を執行するため、市町村に設置された行政委員会であり、県内には芦屋市を除く40市町に設置されている。

また、県段階においては、農業委員会相互の連絡調整、情報提供等のサポート業務のほか、新規参入や担い手の組織化・運営の支援等を行う「農業委員会ネットワーク機構」として、知事が（公社）ひょうご農林機構を指定している。

イ 農業委員会の事務

農地の権利移動許可等の許認可業務や農地利用の最適化の推進に関する業務のほか、農業経営の改善に役立つ情報の提供、関係行政機関等への農地利用の最適化推進施策の改善についての意見提出などを実施している。

【農業委員会の主な事務】

① 農地の確保と有効利用への取組

農地の権利移動についての許可、農地転用申請書の受理及び審議、県への進達等農地法等の法令に基づく事務を行う

② 農地利用の最適化の推進

担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を柱とした活動を行う

③ 担い手の育成・確保への取組

農業経営の法人化等を通じて担い手の育成・確保を図るとともに、地域農業の状況把握のための調査、農業経営の改善等に役立つ情報提供等を行う

④ 関係行政機関等への意見の提出

農地利用の最適化の推進に取り組む中で、広く農業者の声をくみ上げ、関係行政機関等に対し、施策の改善についての意見提出を行う

ウ 現場活動の強化

本県では、農業委員会の必須業務である「農地利用の最適化の推進」を中心とした現場活動を強化する取組を、兵庫県農業会議（農林機構の内部組織）と連携し推進している。

(ア) 推進の内容

- 農地中間管理機構との連携強化や、「人・農地プラン」を法定化した「地域計画」の実現に向けた集落の合意形成活動を通じた担い手への農地集積・集約
- 「農地パトロール」の充実強化や、所有者等の意向を踏まえた利用調整活動を通じた遊休農地の発生防止・解消
- 新規就農者・企業等の受入に向けた地元調整と定着支援

(イ) 県による支援

- 会議・研修への職員の講師派遣等を通じた情報提供・助言
- 活動の指針となるマニュアル等の整備・活用促進
- 国庫交付金等を活用した支援



農業委員・農地利用最適化推進委員による遊休農地解消の取組

川西市の農業委員は、雑草が繁茂していた西畔野地区の遊休農地(2筆 25アール)の農地所有者(県外在住)に、西畔野生産組合が草刈りと耕うんをすることの了解を得るとともに、活動組織「西畔野農業推進チーム(19人)」を立ち上げて同農地の草刈りを実施した。日当と刈払機の借り上げ費用、業者の伐根費用には国の多面的機能支払交付金を充てた。

作業後、「川西市農地バンク」に登録されていた同農地の買い手が見つかり、水稻栽培が始まった。



共同での草刈り作業の様子

エ 農業委員会と農林機構の連携による農地対策等の推進

農業委員会では、農業委員・農地利用最適化推進委員が農林機構の農地集約推進員・農地集約化協力員と、地域の人・農地に関する意見交換や情報共有を図り、農地利用の最適化を推進するとともに、人・農地プランを法定化した地域計画の作成・実質化を支援している。

(2) 農地の権利移動の規制等

ア 農地の権利移動

耕作を目的として農地を売買・貸借する場合、農地法第3条に基づき、農業委員会の許可を受けなければならない。

【許可の状況】

(各農業委員会からの報告を集計、R5年分は集計中)

年	所有権		賃借権		使用賃借権		合計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
R2年	1,713件	309.2ha	25件	8.5ha	85件	18.4ha	1,823件	336.1ha
R3年	1,856件	316.0ha	31件	7.8ha	100件	20.7ha	1,987件	344.5ha
R4年	1,875件	320.9ha	23件	5.0ha	85件	14.5ha	1,983件	340.4ha

イ 農地賃借の解約等

農地賃借の解約等をするには、書面で明らかにされた合意による解約の場合は農業委員会への通知をもって足りるが、それ以外の場合は、農地法第18条に基づき、知事又は政令指定都市の長の許可を受けなければならない。

(許可件数(知事許可分) R2年:1件、R3年:0件、R4年:3件、R5年:1件)

ウ 法人による農業参入

＜農地所有適格法人＞ → 所有・貸借いずれも可能

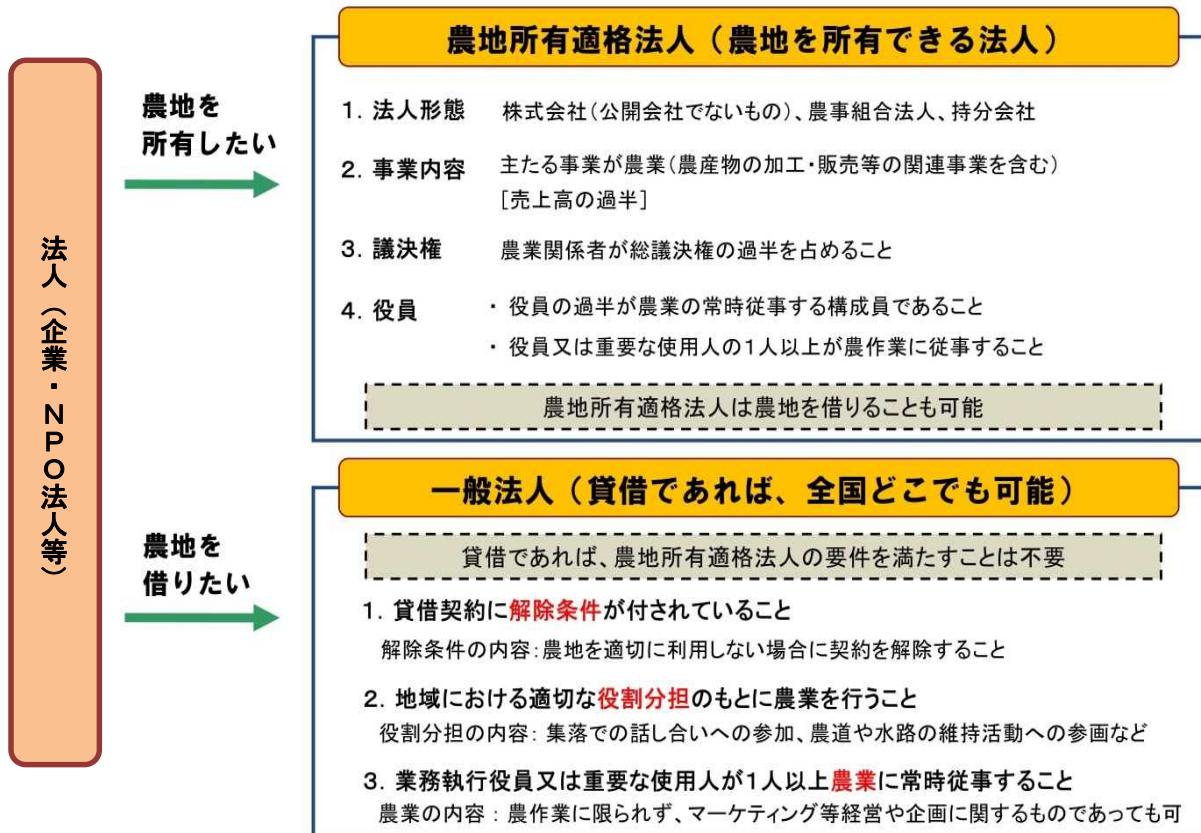
農地法に基づく要件を満たす「農地所有適格法人」を設立し、農地を所有又は貸借して農業経営を行う。

＜農地所有適格法人以外の法人(一般法人)＞ → 貸借のみ可能(所有は不可)

「農地所有適格法人」の要件を満たさなくても、一定の要件を満たせば、農地を貸借して農業経営を行うことができる。

<法人による農業参入イメージ>

(出典) 農林水産省



【本県における法人の参入状況】

(各農業委員会からの報告を集計、R5年分は集計中)

年 度	農地所有適格法人		一般法人		合計	
	法人数	経営面積	法人数	経営面積	法人数	経営面積
R2年12月末	273	4,026ha	216	748ha	489	4,774ha
R3年12月末	279	4,230ha	244	794ha	523	5,024ha
R4年12月末	292	4,419ha	253	964ha	545	5,383ha

(3) 農地の転用規制

自ら耕作する農地を転用する場合、又は転用のために所有権等の権利を設定・移転する場合は、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、土地利用計画に適合しない無秩序なかい廃を防止することにより、農業生産の基盤である農地の確保を図るため、農地法第4条又は第5条に基づき、知事又は農林水産大臣が指定する市町村（県内では神戸市、明石市）の長の許可を受けなければならない。

なお、市街化区域内の農地は、農業委員会への届出により、転用することができる。

【農地転用の状況】

(各農業委員会からの報告を集計、R5年分は集計中)

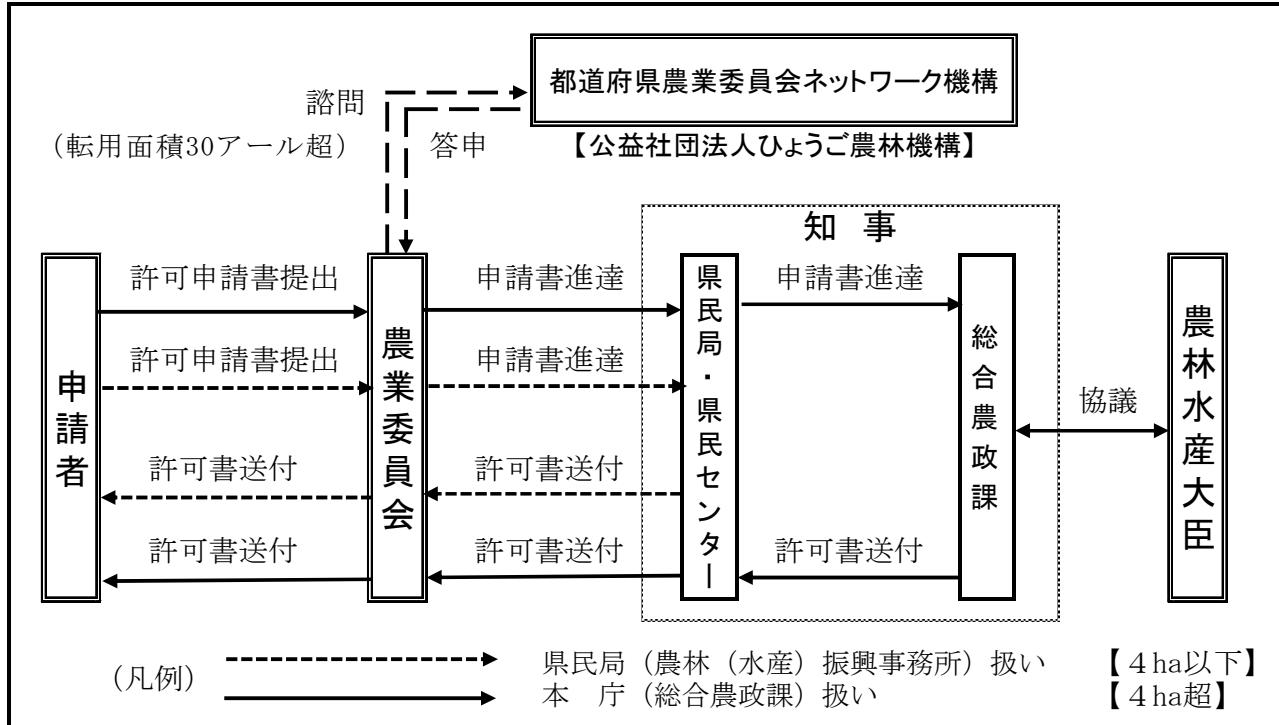
年	第4条関係		第5条関係		許可届出以外	合計	
	件数	面積	件数	面積		件数	面積
R2年	724件	35.6ha	2,317件	166.7ha	34.6ha	3,041件	236.9ha
R3年	795件	37.3ha	2,491件	181.8ha	65.7ha	3,286件	284.8ha
R4年	707件	35.8ha	2,557件	190.9ha	48.1ha	3,264件	274.8ha

(注) 農地法第4条：自ら耕作する農地を農地以外のものにする場合

農地法第5条：転用目的で農地の所有権、賃借権等の権利を設定、移転する場合

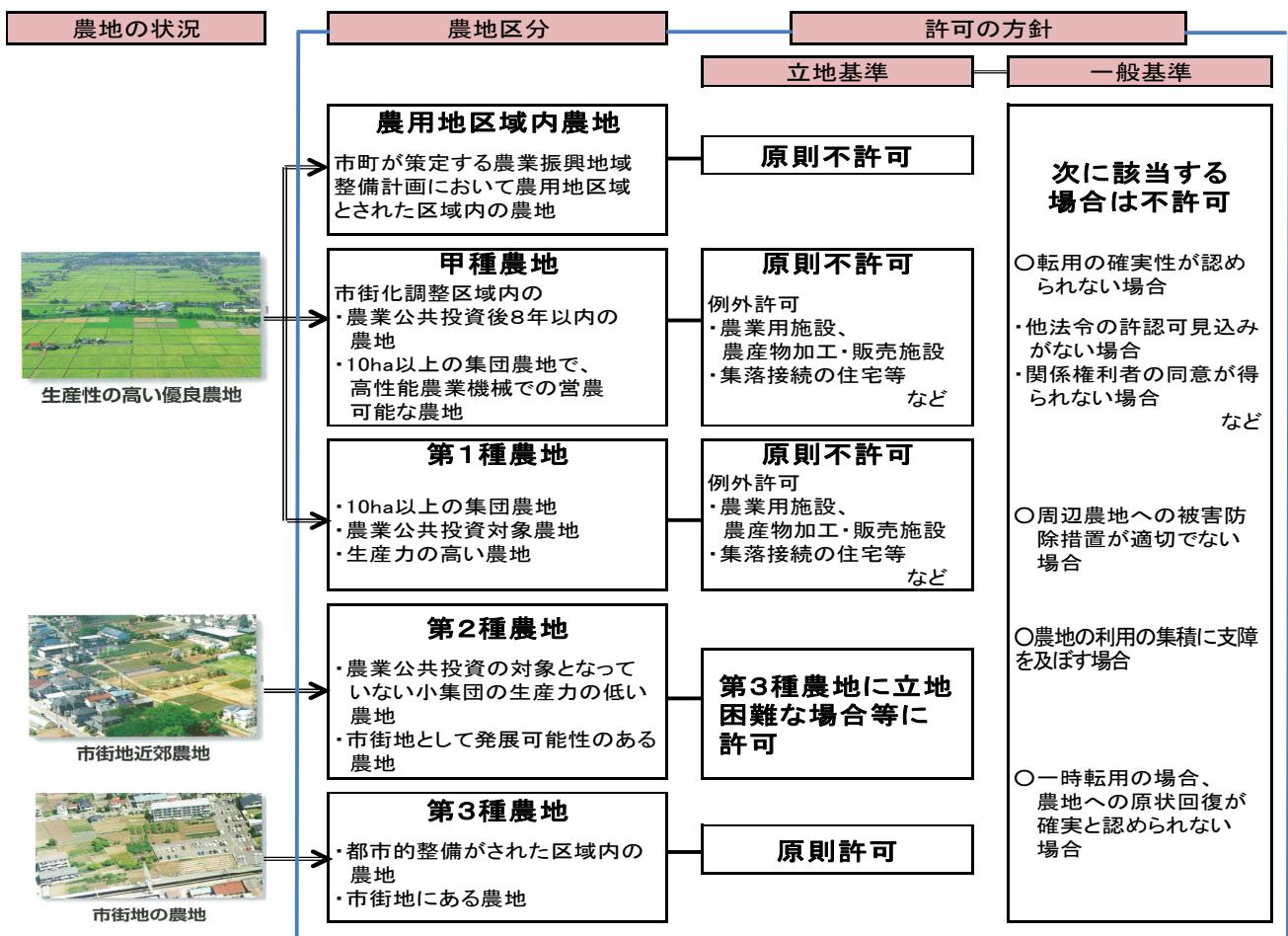
許可届出以外：公共事業により転用する場合等、許可・届出を要しない場合

＜農地転用許可の流れ（知事許可の場合）＞



＜農地転用許可基準＞

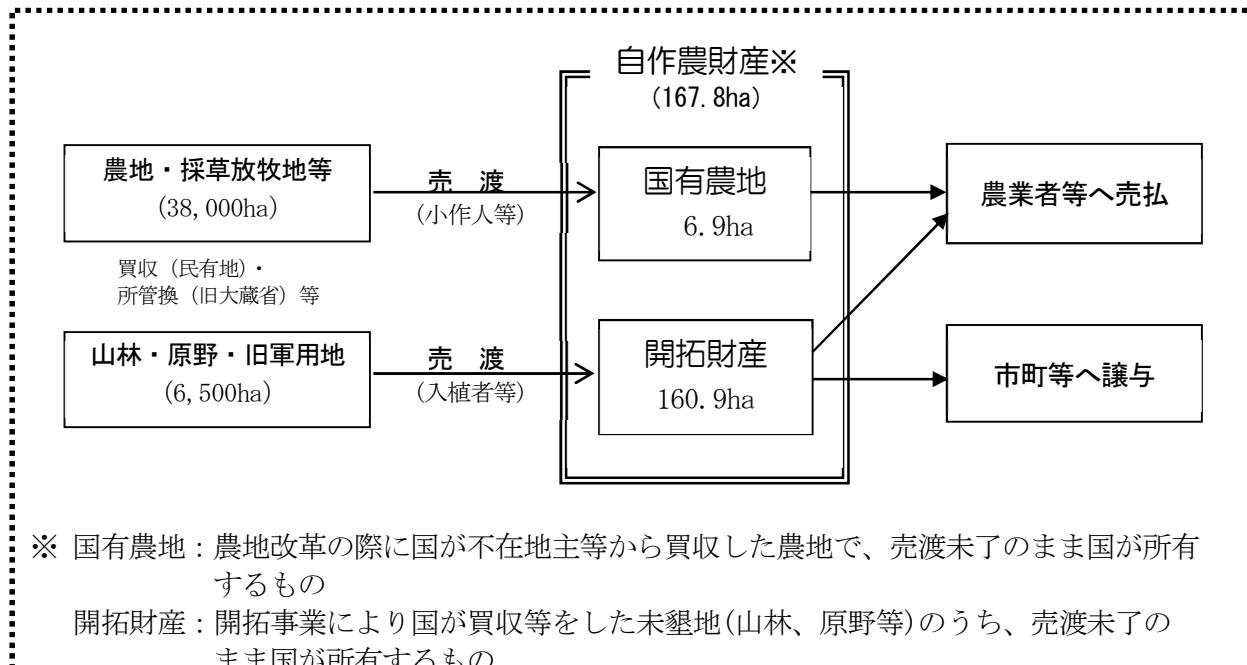
農地転用許可の基準は、農地法等国の法令により規定されており、個別の案件ごとに「立地基準」と「一般基準」に照らし、総合的に判断している。



(4) 自作農財産の管理及び処分

ア 趣 旨

終戦直後、国が農地改革や開拓事業により、自作農創設や農業上の利用増進を目的として買収した土地（自作農財産）のうち、未処分のまま残存している土地について、県では、国の法定受託事務として、自作農財産の管理及び売払等の処分を行っている。



イ 自作農財産の管理及び処分状況

(ア) 自作農財産の管理

(令和6年3月31日現在)

国有農地(既墾地)			開拓財產(未墾地)			計
区分	筆数(件数)	面積(m ²)	区分	地区数(件数)	面積(m ²)	面積(m ²)
農耕貸付	53(45)	8,172	農耕貸付	1(2)	1,516	9,688
転用貸付	14(13)	3,025	転用貸付	16(28)	803	3,828
未貸付	252	57,563	未貸付	187	1,606,959	1,664,522
			うち道水路	172	1,388,753	
合計	319(58)	68,760	合計	187(30)	1,609,278	1,678,038

(注) 開拓財產の地区数の計は、重複計上のため区分別の計とは合致しない。

管理：測量、境界確定、樹木伐採・除草、柵看板設置など

(イ) 令和5年度処分状況(R5.4.1～R6.3.31)

区分	売 払	譲 与	計
国有農地	- m ² (- 筆)	- m ² (- 筆)	- m ² (- 筆)
開拓財產	1,115 m ² (6 筆)	- m ² (- 筆)	1,115 m ² (6 筆)
計	1,115 m ² (6 筆)	- m ² (- 筆)	1,115 m ² (6 筆)

・売 払：土地を農業利用目的や農業利用以外の目的で売ること

・譲 与：道水路について、機能管理を続けることを条件に市町等に譲与すること